

協定項目 18 資料

慣行の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新市の市章、木、花、市民憲章、宣言、名誉市民表彰等について協議する。

市章、木、花等は、新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当と考えられる。

行事等の取扱いについては、項目ごとに別に協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

- （1）町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- （2）宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- （3）各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- （4）各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日 新設合併）

- （1）市章は、新市において、調整する。
- （2）市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- （3）市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

- （ 1 ）市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- （ 2 ）市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- （ 3 ）都市間交流については、新市において継続する。
- （ 4 ）名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- （ 1 ）市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- （ 2 ）市の花、木は、新市において調整する。
- （ 3 ）都市宣言は、新市において調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い					総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市章、市の木、市の花、市の鳥については、新市に移行後速やかに制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
市町村章 市町村旗	 <p>【市章】 昭和15年7月制定 昭和15年の市政施行の年に広く一般から募集し、採択したもの 市章の周囲は、八咫の鏡で型取られ、中央部は「川内」を図案化したもの</p>	 <p>【町章】 頭文字の「ヒ」を図案化したもの 一般公募 昭和43年9月 町章制定(明治百年記念を期に)</p>	 <p>【町章】 入来町が位置している地形の中に「入」を 図案化して、平和を希求し歴史の中から豊かなまちづくりをめざし、自然の美しさと人の輪を象徴している。 制定年月日 昭和43年9月1日</p>	 <p>【町章】 左に「ト」右に「ゴ」を円く町の和を表すと同時に、右上の翼は飛躍発展を意味する。 制定年月日 昭和36年10月制定</p>	 <p>【町章】 けどういんの「け」の字を図案化し、円満・融和・団結を表現したものである。 昭和43年10月20日制定</p>	
市町村木	市木：くろがねもち 昭和45年2月11日制定	町の木：椿 昭和55年10月6日 町の木選定委員会指定	町の木：イスノキ 昭和43年10月1日制定	町の木：クロガネモチ 昭和57年12月1日町の木選定委員会指定	町の木：うめ 幹の強さは強靱性を意味し、花は高潔で散り方はこぼれる、に表現されるように飽和、豊かさを表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村花	市花：きんもくせい 昭和45年2月11日制定	町の花：コスモス 昭和55年10月6日 町の花選定委員会指定	町の花：ひまわり 平成7年10月1日制定	町の花：紅梅 昭和57年12月1日町の花選定委員会指定	町の花：あじさい 祁答院町の「祁」の字の意味が、衆多なる観・静かなる観・往來する観とあり、七色に変化する花の色は、連帯、協調性、自立性、発展性を表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村鳥						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村章 市町村旗	 <p>【村章】 里村の「サト」の文字を図案化したもので、サの字の内部は、里村の地形のトンボロを表し、村勢の飛躍と発展を表現し、外の円形は、村民の融和・団結と協力を意味している。 昭和56年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 上甌村の「カミ」の字を図案化したもので、円は、村民の融和・団結を表わし、右上に伸びる線は、村の飛躍と発展を象徴したものです。 昭和55年3月1日制定</p>	 <p>【村章】 下甌村の下の文字をデザインしたもので、円に囲まれた部分はコバルトブルーの色彩で、海に浮かぶ下甌村を表現している。周りの円は、村民の融和と連帯を表わし円外に三方に伸びる線は、下甌村の希望と限りなく躍進を示す。 昭和55年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 鹿島村の「カ」の文字を図案化したもので、円は紺色で人の和と海を、三角の部分は、赤色で村民の情熱と無限の邁進に併せて三方海に囲まれた本村の地形を現す。 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。 新市の旗については、市章が決定次第作成する。</p>
市町村木	<p>村の木：つばき 昭和56年1月1日村の木選定委員会指定</p>	<p>村の木：ツバキ 昭和60年4月1日村の木制定審議会指定</p>	<p>村の木として「つばき」</p>	<p>村の木：ツバキ 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
市町村花	<p>村の花：鹿の子百合 昭和56年1月1日村の花選定委員会指定</p>	<p>村の花：鹿の子百合 昭和60年4月1日村の花制定審議会指定</p>	<p>村の花として「鹿の子百合」</p>	<p>村の花：白鹿の子百合 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
市町村鳥	<p>村の鳥：めじろ 昭和56年1月1日村の鳥選定委員会指定</p>	<p>村の鳥：メジロ 昭和60年4月1日 村の鳥制定審議会指定</p>	<p>村の鳥として「めじろ」</p>	<p>村の鳥：ウミネコ 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市歌、市民憲章については、合併までに制定する。 宣言については、新市に移行後 1年以内を目処に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村歌	市民歌 昭和22年9月制定 作詞 芳賀 武 作曲 山田 耕作 編曲 佐伯 亮	町民歌:作詞:一般公募 作曲:依頼 昭和39年 町民歌制定	町民歌・町民音頭 作詞・作曲 一般公募 昭和53年10月1日制定	町民歌・町民音頭 昭和57年12月2日町民歌選定委員会指定	町民歌 作詞:福村とくへい 作曲:武田恵喜秀 昭和43年制定 一般公 募による けどういん音頭 作詞:祁答院町文化協会 作曲:山中博 昭和51年制定
憲章	<p>【名称】 川内市民憲章</p> <p>【制定時期】 昭和45年2月11日</p> <p>【趣旨】</p> <p>【憲章の内容】 美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち川内市民は、 やさしくすれば、心はかよう。 はなしをすれば、たれでもわかる。 考えさえすれば、みちはひらける。 やりさえすれば、かならずできる。 という信条をもって 明るく豊かなまちをつくります。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和43年11月10日 * 明治記念百年記念式典を期に制定</p> <p>【趣旨】 先人たちのたゆみない努力による郷土建設の 偉業を受け継ぎ開拓精神をもってより豊かな郷 土として発展させるための「町民憲章」を制定し 力強く前進しようとする。</p> <p>【憲章の内容】 1. 私たちは 心をあわせ 平和な町を つくり ます 1. 私たちは きまりを守り 明るい町を つくり ます 1. 私たちは 教養を高め 文化の町を つくり ます 1. 私たちは 元気で働き 豊かな町を つくり ます 1. 私たちは 希望にもえ 伸びゆく町を つくり ます</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和43年10月1日制定 町制20周年を期に制定された。</p> <p>【趣旨】 わたしたちは由緒ある入来町の町民であるこ とを誇りとし、ここに町民憲章を定め入来町発 展のためにみんな力を合わせて力強く前進し ましょう。</p> <p>【憲章の内容】 1 わたくしたち入来町民は、よく働いてみのり 豊かな町を雄つくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、生活をくふうし、明 るい家庭をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、環境を清潔にし、 体をきたえ、健康な町をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、愛情をもって、心 身ともにすこやかな青少年を育てましょう。 1 わたくしたち入来町民は、教養を高め、きま りを守り、おたがいに責任をはたしましょう。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和57年12月1日制定 * 町制施行30周年を記念に制定された。</p> <p>【趣旨】 町制30周年を迎えた東郷町民が、東郷町 の歩みを顧み、先人の業績に感謝するとともに 現在の発展を祝福し、将来への限りなき躍進に 希望を込めて、明るく豊かな住みよい東郷町建 設の礎としたい。</p> <p>【憲章の内容】 水と緑に恵まれた豊かな自然と古い歴史をもつ わたしたち東郷町民は 天に向かって伸びる杉のように 躍進の気に燃え とうとうと流れる川内川のように 広い心で助け合い りんりと寒空に咲く梅のように 耐えて学んで働いて 伸びゆく明るい町をつくります</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和50年3月30日制定</p> <p>【趣旨】 私達町民は、美しい自然と、豊かな人情をも ち、そして郷土に誇りをもち、力を合わせて、み んなの幸福と繁栄をめざして、ここに町民憲章 を定め、その実践につとめます。</p> <p>【憲章の内容】 1. わたしたちは手を取り合って健康で明るい家 庭を作ります。 1. わたしたちは心を合わせて仕事に精進し、住 みよい郷土をつくります。 1. わたしたちは励まし合って道義を守り、文化の 向上につとめます。</p>
宣言	世界連邦平和都市宣言 昭和38年2月6日 川内市議会 男女共同参画都市宣言 平成14年12月1日 川内市長	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村歌	<p>村民歌 平成3年(村制施行100周年記念式典のとき制定)</p>	<p>村民歌・村民音頭 昭和55年3月1日村民歌選定委員会指定</p>	<p>村民歌・村民音頭 昭和61年1月1日制定</p>	<p>村民音頭 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
憲章	<p>【名称】 里村民憲章 【制定時期】 昭和56年1月1日 【趣旨】 【憲章の内容】 1. 私たちは、心身共に健康あふれる村をつくり ます。 1. 私たちは、教養を高め伸びゆく文化の村を つくります。 1. 私たちは、心を合わせ明るく美しい村をつ くり ます。 1. 私たちは、子供をはぐくみ生涯学ぶ教育の 村をつくり ます。 1. 私たちは、郷土の歴史と伝統を重んじ豊か な村をつ くり ます。</p>	<p>【名称】 上甌村民憲章 【制定時期】 昭和60年4月1日制定 村政施行90周年を期に制定された。 【趣旨】 わたしたち上甌村民は美しい自然と人情豊 かな郷土に誇りをもち、村民ひとりひとりが活力 のあるむらづくりをめざして、ここに村民憲章を 定めその実践につとめます。 【憲章の内容】 1 わたしたちは、自然を愛し、自然を育て、美 しい村をつ くり ます。 1 わたしたちは、常に学び、教養を高め、文化 豊かな村をつ くり ます。 1 わたしたちは、きまりを守り、礼儀を正し、住 みよい村を つ くり ます。 1 わたしたちは、心をみがき、身をきたえ、健 康で明る い村をつ くり ます。 1 わたしたちは、仕事にはげみ、力を合わせ、 活力のある 村をつ くり ます。</p>	<p>【名称】 【制定時期】 昭和61年1月1日制定 【趣旨】 わたくしたちは、豊かな自然と古い歴史をも つ下甌村に誇りをもち、さらに、限らない発展を めざして、ここに村民憲章を定め、その実践に 努めます。 【憲章の内容】 一、みんなで あいさつを かわし ふれあいと うるおいのある下甌をつ くり ま す。 二、みんなで 自然を守り 健康と 安らぎのある下甌をつ くり ま す。 三、みんなで 知恵と 力をだし 豊かで 魅力のある下甌をつ くり ま す。</p>	<p>【名称】 【制定時期】 昭和54年11月2日制定 分村30周年を期に制定された。 【趣旨】 わたくしたちは、先人の残してくれた鹿島に誇 りをもち、みんなで力を合わせ住みよい村 をつ くり ま す。 【憲章の内容】 1 恵まれた自然をたいせつにし、美しい環境 をつ くり ま す。 1 健康でよくはたらき豊かな村をつ くり ま す。 1 きまりを守り手をとりあって明るい村をつ くり ま す。 1 教養を高め豊かな文化の創造につとめ ま す。 1 素直でねばり強い子どもをみんなで育てま す。</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
宣言	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市に移行後、1年以内を目処に調整す る。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	<p>名誉市民表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。 ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、これを新市に引き継ぐ。</p>				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p>【名称】 川内市名誉市民条例 川内市名誉市民条例施行規則</p> <p>公共の福祉の増進、産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本市又は本市に縁故の深い者</p> <p>(1)名誉市民の決定 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する</p> <p>(2)名誉市民の特典又は待遇 市の公の式典への参列 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 名誉市民としての栄誉を維持するためその生活に対する特典の供与(特に規定なし) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 その他市長が必要と認められた特典又は待遇</p> <p>(3)称号記及び名誉市民章 名誉市民の称号を贈られた者には、称号記及び名誉市民章を交付する。 死亡した者には、その遺族に対して交付する</p> <p>(4)顕彰 顕彰は称号記及び名誉市民章を交付するほか川内市歴史資料館に本人の肖像画の掲額をもつて行なう</p> <p>(5)実績 現在まで6名の方に名誉市民の称号を贈る</p>	<p>【名称】 樋脇町名誉町民条例</p> <p>(目的・推挙の基準) ・町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の発展に寄与し、もつてひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより樋脇町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>(推挙の方法) ・名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事項を公表して顕彰する。</p> <p>(礼遇) ・町の公の式典への参列 ・町の施設の使用に関する使用料の減免 ・名誉町民としての栄誉をたたえ尊敬の意を表する褒賞 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認められた特典又は待遇</p> <p>(取消基準) ・名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認められたときは、町長は議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。 ・前項の規程によって名誉町民であることを取消された者は、その取消された日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。</p> <p>(実績) 2名</p>	<p>【名称】</p> <p>(趣旨) 入来町名誉町民条例(昭和59年入来町条例第17号。)の施行に関し、必要な事項を定める。 (決定の通知並びに表彰) 町長は、条例第2条の規定により、名誉町民を決定したときは、書面をもつてすみやかにその旨を本人に通知する。 名誉町民の事績は、「広報いきき」で公表し、名誉町民称号証(別記様式)名誉町民章を贈呈して表彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) (1)町の公の式典への参列 (2)町の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4)その他町長が必要と認められた特典又は待遇(弔慰金等) 弔慰は、弔花、弔慰金の贈呈とし、その額は、町長が定める。 (実績) 昭和63年1名</p>	<p>【名称】 東郷町名誉町民条例</p> <p>【推挙の基準】 ・町民または本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もって広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより東郷町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【推挙の方法】 ・町長は、議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。</p> <p>【特典、待遇】 ・町の公の式典への参列 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認められた特典又は待遇</p>	<p>【名称】 祁答院町名誉町民条例</p> <p>【名誉町民の称号】 町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もって広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより祁答院町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>【名誉町民の顕彰】 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) 名誉町民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3) その他町長が必要と認められた特典又は待遇</p> <p>【名誉町民の取消し】 名誉町民が本人の責めに帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認められたときは、町長は、議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。</p> <p>【名誉町民実人員】 0人</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p>〔名称〕 里村名誉村民条例 (目的) 第1条 この条例は、村民又は本村に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は村勢の発展に寄与して特に功績顕著な者に対してその功績と栄誉を称え、以て村民の社会文化の興隆に対する意欲の高揚を図ることを目的とする。 (選定、称号) 第2条 村長は、前条に該当するものに対し議会の同意を得て決定し、里村名誉村民(以下「名誉村民」という。)の称号を贈る。 (表彰) 第3条 名誉村民の事績は公表し、表彰状、名誉村民章及び記念品を贈呈して表彰する。 (特典又は待遇) 第4条 名誉村民に対しては、次の特典または待遇を与えることができる。 (1) 村の公の式典への参列 (2) 村長の定める村の施設の使用に関する使用料手数料の減免 (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4) その他村長が必要と認める待遇(取消) 第5条 名誉村民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、村民の尊敬を失ったと認めるときは、村長は議会の同意を得て名誉村民であることを取消することができる。 2 前項の規定のよって名誉村民の資格を失った者は、その日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。 (規則への委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>〔実績〕 現在まで1名の方に名誉村民の称号を贈る。</p>	<p>〔名称〕 名誉村民条例 (選定) 村議会の同意を得て決定 (特典及び待遇等) 村長は名誉村民に対して必要に応じて次の各号に掲げる特典及び待遇の全部又は一部を授与し又は供与することができる。 (1) 村主催の式典その他諸行事への参列 (2) 村が管理する公共施設の利用、その他の便宜の供与 (3) 本人死亡に際しての村葬 (実人員) 1人</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・市葬については、規定するか検討する。 ・受賞者については、その栄誉を新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市民表彰、功労者表彰については、合併時に川内市の制度を基本に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>市町村民表彰 功労者表彰</p>	<p>〔市民表彰〕 市勢の発展並びに市民の文化及び福祉の向上に貢献し、特に功績顕著な者の表彰 (1)市民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労者、社会福祉功労者、産業経済功労者、一般篤行者 (2)市民表彰の方法 市民表彰状、表彰記章の授与 (3)市民表彰の時期 毎年市制施行を記念して2月11日 (4)市民表彰の推薦・決定 市内の公的団体の長又は市長の事務部局の部長若しくは他の執行機関若しくは議会の事務局の長が市長に推薦する 一般篤行部門については広報で市民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て決定する (5)実績 受章者総数201名(昭和49年度～平成13年度) 内訳 地方自治 48名 社会福祉 37名 産業経済 54名 一般篤行 10名 〔褒章〕 広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えるなど、その功績が特に顕著なものを褒章する (1)褒章は、市長が行なう (2)褒章の種類 表彰状を授与する褒章 感謝状を授与する褒章 賞状を授与する褒章 (3)褒章の方法・時期 記念品又は副賞を添える 褒章は随時行なう</p>	<p>該当なし</p>	<p>〔町民表彰〕 町民表彰実施要綱 (趣旨) (1) 地方自治功労者 入来町における地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2) 教育文化功労者 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (3) 社会福祉功労者 ア 社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (4) 産業経済功労者 農林水産、商業及び鉱工業等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (5) 一般篤行者 ア 町民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者</p>	<p>〔町民表彰〕 東郷町ふるさとまつり式典各部門功労者表彰実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東郷町ふるさとまつり式典にあたり、町政その他各般にわたり、その発展ならびに振興に貢献し、その功績が顕著であり、他の模範とする団体及び個人を表彰するについて、必要な事項を定めるものとする。 (表彰部門) 第2条 表彰の部門は次のとおりとする。 1.地方自治部門 2.教育文化部門 3.社会福祉部門 4.産業経済部門 5.一般部門 (表彰の方法) 第3条 表彰は、毎年挙行する東郷町ふるさとまつりの記念式典において、表彰及び記念品を授与して行う。 (推薦及び選考の基準) 第4条 被表彰者は、次の各号の一に該当するものとする。但し、町制施行30周年記念町制功労者表彰実施要綱にもとづく選考の基準の該当者を除く。 1.地方自治部門 (1)町の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3)自治公民館、納税組合等地域振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 2.教育文化部門 (1)学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2)社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3)文化、芸術、体育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 3.社会福祉部門 (1)社会福祉の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2)公衆衛生の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3)交通安全、防犯活動に尽力し、その功績が特に顕著な者。</p>	<p>〔町民表彰〕 * 社会福祉功労者及び健康推進功労者表彰規定 (目的) この規定は永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に功労のあった者を表彰し、もって本町社会福祉の発展及び町民の健康作りに資することを目的とする。 (表彰の対象) (1)民生委員・児童委員として9年以上在職中、又は在職した者。 (2)町が委嘱する健康関係委員等として10年以上在職中又は在職した者 (3)その他永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に特に功労のあった個人、グループ、団体、事業所、学校等 * 町政施行40周年記念表彰者選考基準 (目的) 町政施行40周年を記念し、町政全般において多大な貢献をいただいた個人又は団体を表彰する。 (表彰の対象) 1.地方自治功労者 (1)町長、助役、収入役、議会議長に就任し、現在退任している者。 (2)議会議員として、12年以上在任している者、退任者を含む。 (3)消防団員として25年以上勤続している者、退任者を含む。 (4)監査委員として12年以上勤続している者。 (5)選挙管理委員として12年以上勤続している者。30周年表彰者は除く。 (6)過去10年間引き続いて納期内完納の納税実績をあげた小組合。 (7)固定資産評価委員として12年以上勤続している者。 2.教育文化功労者 (1)教育長に就任し、現在退職している者。30周年表彰者は除く。 (2)教育委員として12年以上勤続している者。退任者を含む。30周年表彰者を除く。 (3)学校医として永年に亘り、児童生徒の体位向上と保健衛生に寄与されている医師。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い			総務部会 事務管理分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整方針案
市町村民表彰 功労者表彰	<p>【村民表彰】 本村の政治、経済、文化、社会その他 村政振興に寄与し、又は衆人の模範と 認められる行為があった者の表彰 (1)村民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労 者、社会福祉功労者、 産業経済功労者、一般篤行者、善 行表彰 (2)村民表彰の方法 村民表彰状、記念品の贈呈 (3)村民表彰の推薦・決定 村内の公的団体の長又は村長の事 務部局の課長若しくは他の執行機関若 しくは議会の事務局長が村長に推薦 する 一般篤行部門については広報で村 民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て 決定する</p>	<p>【村民表彰】 (目的) この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕著 な者を表彰する。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当 し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に 顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功 績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その 功績が特に顕著な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、そ の功績が特に顕著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (6)医療事業、公共衛生、防疫事業の向上に貢 献し、その功績が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (8)農林水産業その他本村産業の振興に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (9)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい 篤行があり、世人一般が認める者) (表彰の方法) 表彰は、表彰状及び金品を授与して行なう。</p>	<p>【村民表彰】 (目的) この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕 著な者の表彰について、必要な事項を定めるもの とする。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当 し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (3)交通安全の推進に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (4)納税の啓発及び普及に貢献し、その功績が特 に顕著な者 (5)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その 功績が特に顕著な者 (6)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (7)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (8)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が 特に顕著な者 (9)農林、水産業その他本村産業の振興に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (10)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤 行があり、世人一般が認める者) (表彰の方法) 1 功労表彰は、表彰状及び金品を授与して行なう。</p>	<p>【村民表彰】 村民の福祉に貢献し、特に功績顕著な者の表彰について必要な事 項を定める。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考のは次の各号の一に該当し、長年にわたる功労 者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進し、その功績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕著 な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特 に顕著な者 (6)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (8)農林水産業その他本村産業の振興に貢献し、その功績が特 に顕著な者 (9)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤行があり、世 人一般が認める者) (表彰の選考) 村長は、表彰の基準に合致する者で表彰するにふさわしいと認め たときは、表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を開き表 彰者を決定する。 (表彰の方法) 表彰状及び金品を授与する。 (表彰の時期) 村長が必要と認めたとき</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整す る。 ・総合的な表彰制度とする。 ・叙勲や褒章受賞者と市民表彰者との 重複を認めるか検討する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村民表彰 功労者表彰				<p>4. 産業経済部門</p> <p>(1) 農林水産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(2) 商工業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(3) その他産業経済の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>5. 一般部門</p> <p>(1) 町民の師表としてふさわしい篤行がある者。</p> <p>(表彰候補者の推薦等)</p> <p>第5条 町内の各機関、団体等が表彰候補者を推薦する場合は、次の書類を東郷町ふるさとまつり実行委員会実行委員長に提出するものとする。</p> <p>(1) 功績に関する調書(別紙様式)</p> <p>(2) その他参考資料</p> <p>(被表彰者の選考)</p> <p>第6条 委員長は、前条により推薦された者の中から、被表彰者の選考を次に掲げる職にある者(以下「選考委員会」という。)に依頼するものとする。</p> <p>(1) 東郷ふるさとまつり実行委員会委員長及び副委員長</p> <p>(2) 実行委員のうち、助役、企画課長、経済課長、町民課長、社会教育課長、さつま川内農協東郷町支所長、議会総務常任委員長、総務課長</p> <p>2. 選考委員会は、前項の依頼を受けたときは、これを審議し、各部門ごとに順位を付して委員長に報告するものとする。</p> <p>(表彰者の決定)</p> <p>第7条 委員長は、前条の報告に基づき調整のうえ、被表彰者を決定する。</p>	<p>(4) 社会教育、社会体育、芸術文化等の振興に寄与した者。</p> <p>公民館長 文化財関係 社会体育団体 民生団体</p> <p>3. 社会福祉功労者</p> <p>(1) 民生委員として12年以上勤続している者。退任者を含む。</p> <p>(2) 保護司として永年勤続している者。</p> <p>(3) 社会福祉事業に貢献した者。</p> <p>国保 老人福祉 児童福祉 身障者 母子寡婦 遺族会 交通安全</p> <p>(4) 環境衛生</p> <p>4. 産業経済功労者</p> <p>(1) 農林業</p> <p>農業委員 12年以上、退任者を含む。 土地改良 畜産関係 園芸関係 その他</p> <p>(2) 商工業</p> <p>商工会 企業 観光 うめんこ村 村づくり</p> <p>5. 一般篤行者</p> <p>町民の師表としてふさわしい篤行があった者。</p>
	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整方針案